

令和3年2月26日

第8回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和3年2月26日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第8回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。

2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	村井貞治
〃	2番	中岡博晃
〃	3番	片山裕
〃	4番	野呂栄二
〃	5番	村尾哲郎
〃	6番	土居義和
〃	7番	川合一
〃	8番	井川和彦
〃	10番	石岡渡
〃	11番	有田均
〃	12番	曾我貴彦
〃	13番	山本秀弘
〃	14番	金子秋雄
〃	15番	坂本政隆
〃	16番	細山正己

3. 本日、この会議に参与したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局 長	水野貴司
	事務局次長兼農地係長	森谷満
	庶務係兼振興係主任	松原厚子

4. 本日、この会議に遅刻した委員は次のとおりである。

議席番号	9番	落雅美
------	----	-----

5. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議 長 (開会宣言の時刻午後1時30分)
定刻になりましたので、ただ今から第8回余市町農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、15名であります。
よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第10条の規定により総会は成立いたしました。
なお、9番・落委員については、まだ来ておりませんが、正式な届出がありませんので、遅れてくるかどうかわかりません。
本総会の傍聴について、ご報告いたします。
本会会議規則第30条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を10名に制限することをご報告いたします。
本総会に付議する案件は、議案2件であります。
それでは、日程に入らせていただきます。
はじめに、議事録署名委員の指名についてを、お諮りいたします。

一 同 議長指名

議 長 議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。
7番・川合委員、14番・金子委員のご両名にお願い申し上げます。
それでは、案件の審議に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題に供します。

森谷次長 ただ今、上程されました、議案第1号につきまして朗読・説明させていただきます。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。
このことについて、下記の者から農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。
令和3年2月26日提出、余市町農業委員会会長 細山正己
申請番号1番 申請人、住所・氏名、貸主、■■町■■町■■番地、■■■■、借主、■■町■■町■■番地、■■■■、土地の表示、■■町■■番■■、地目、公簿、田、現況、畑、面積■■■■■■■■m²外■■筆、合計■■筆■■■■■■■■m²、調査年月日及び調査委員につきましては、令和3年2月17日、金子委員、片山委員、石岡委員の3名で調査を行ってございます。
農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。
申請理由につきましては、貸主、経営規模縮小のため、農地の一部を貸付けるもの、借主、上記、借受けるものでございます。
農地法第3条調査書につきましては5ページに記載してございます。
続きまして、申請番号2番 譲渡人、■■町■■町■■丁目■■番地、■■■■、(代理人)、■■町■■町■■番地■■、■■■■、■■■■、譲受人

(代理人)、■■町■■町■■丁目■■番地■■、■■■■、(代理人)、■■町■■町■■番地■■、■■■■、■■■■、土地の表示、■■町■■丁目■■番■■、地目、公簿、現況とも畑、面積■■■■■■■■■■m²外■■筆、合計■■筆■■■■■■■■■■m²、調査年月日及び調査委員につきましては、令和3年2月18日、村井委員、村尾委員、坂本委員の3名で調査を行っております。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

申請理由につきましては、譲渡人、離農するため、所有農地を一括譲り渡すもの、譲受人、新規就農するため、農地を譲り受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては6ページに記載しております。

次のページをお開き願います。

続きまして、申請番号3番 申請人、住所・氏名、貸主、■■町■■町■■■■番地■■、■■■■■■、借主、■■町■■町■■■■番地■■、■■■■■■、申請農地、■■町■■■■番■■、地目、公簿、現況とも畑、面積■■■■■■■■■■m²外■■筆、合計■■筆■■■■■■■■■■m²、調査年月日及び調査委員につきましては、令和3年2月17日、土居委員、川合委員、曾我委員の3名で調査を行っております。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

申請理由につきましては、貸主、経営移譲するため、所有農地を一括使用貸借するもの、借主、上記を受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては7ページに記載しております。

続きまして、申請番号4番 申請人、住所・氏名、譲渡人、■■町■■町■■■■番地■■、■■■■■■、譲受人、■■町■■町■■■■番地■■、■■■■■■、申請農地、■■町■■■■番■■、地目、公簿、牧場、現況、畑、面積■■■■■■■■■■m²外■■筆、合計■■筆■■■■■■■■■■m²、調査年月日及び調査委員につきましては、令和3年2月17日、土居委員、川合委員、曾我委員の3名で調査を行っております。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

申請理由につきましては、譲渡人、所有農地を一括贈与するもの、譲受人、上記、受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては8ページに記載しております。

補足説明といたしまして、申請番号1番につきましては、貸主、■■■■氏が高齢となり経営規模を縮小するため、近隣の農業者である借主、■■■■氏に農地の一部を賃貸借するするための申請でございます。

なお、賃借料は、年■■■■■■■■円、10a当たり■■■■■■円であります。

また、借主、■■■■氏は主に■■町において32年余り農業に従事していると伺っております。

申請番号2番につきましては、譲渡人、■■■■氏は、高齢となり離農す

るため、新規就農する譲受人、■■■■氏に所有農地を一括、売買により譲り渡すための申請でございます。

なお、売買価格は■■■万円、10aあたり■■■■■■■■円であります。

また、譲受人、■■■■氏は2年間の研修を受け、新規就農しようとするものであります。

申請番号3番につきましては、申請農地の前所有者、■■■■氏が亡くなられ、相続の手続きが完了し、娘である■■■■氏が当該農地を相続し、この度、実質的経営者である夫、■■■■氏に10年間の一括使用貸借するための申請でございます。

申請番号4番につきましては、先月の申請同様に、譲受人、■■■■氏が、現在の農業次世代人材投資事業開始型に当たる、旧青年就農給付金の受給者であり、その給付要件として、親、■■■■氏の経営に従事してから、5年以内に経営の一部継承することが必要であるため、このたび、譲渡人に現在使用貸借している所有農地を一括贈与するものであります。

以上、4件の申請でございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　ただ今の説明に関連いたしまして、申請番号1番につきまして現地調査を行いました地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

14番 金子委員

14番 　申請番号1番の農地法第3条の規定による許可申請について、2月17日、事務局を含め、片山委員、石岡委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号1番については、譲渡人は高齢のため規模縮小を行い、近隣の農業者である借主に農地の一部を賃貸借するものです。

調査の結果、申請番号1番は、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議 長 　続きまして申請番号2番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番 村井委員

1番 　申請番号2番の農地法第3条の規定による許可申請について、2月18日、事務局を含め、村尾委員、坂本委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号2番については、

高齢により離農する譲渡人と新規就農する譲受人が売買協議の合意に至り、本申請をしたものです。

調査の結果、申請番号2番は、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて、農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議長 続きますして申請番号3番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6番 土居委員

6番 申請番号3番の農地法第3条の規定による許可申請について、2月17日、事務局を含め、川合委員、曾我委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号3番については、農地の前所有者、■■■■氏が亡くなられ、相続の手続きが完了し、娘である■■■■氏が相続人となり、この度、実質的経営者である夫、■■■■氏に一括使用貸借するものです。

調査の結果、申請番号3番は、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議長 続きますして申請番号4番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6番 土居委員

6番 申請番号4番の農地法第3条の規定による許可申請について、2月17日、事務局を含め、川合委員、曾我委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号4番については、譲受人は、先月の申請者と同様、新規就農者として当時の青年就農給付金、現在の農業次世代人材投資事業を、親元就農という形で受給しており、5年以内に経営を全部継承または、一部継承することが条件であるため、このたび、譲渡人より農地の全部を贈与するものです。

調査の結果、申請番号4番は、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議 長 事務局からの内容説明と調査委員からの報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。
申請番号1番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号1番については申請のとおり可と決定いたします。
続きまして申請番号2番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号2番については申請のとおり可と決定いたします。
続きまして申請番号3番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号3番については申請のとおり可と決定いたします。
続きまして申請番号4番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号4番については申請のとおり可と決定いたします。
ここで、暫時休憩をいたします。

(休憩中に農用地利用集積推進会議開催)

(休憩時間 午後1時50分～午後2時2分)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題に供します。
番外から内容説明をいたさせます。

水野局長 ただ今、上程されました、議案2第号につきまして朗読・説明させていただきます。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、余市町長より決定を求められた別紙農用地利用集積計画について、審議採決願いたい。

令和3年2月26日提出、余市町農業委員会会長 細山正己

10ページをお開き願います。

こちらのページが農用地利用集積計画書（所有権移転）でございます。

1. 各筆明細、所有権を移転する者、■■■■■町■■町■■■■番地、■■■■。

所有権の移転を受ける者、■■■■■町■■町■■丁目■■番地■■、■■■■■■。

所有権を移転する土地につきましては、■■■■■町■■町■■番、地目、登記簿・現況とも畑、面積■■■■■■■■m²。

所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、令和■■年■■月■■日、対価■■■万円を、対価の支払期限、令和■■年■■月■■日までに指定口座に振込むという内容でございます。

11ページをお開き願います。

こちらのページが2、共通事項でございます。

12ページをお開き願います。

こちらのページが3、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等でございます。

13ページをお開き願います。

こちらのページが農用地利用集積計画作成にかかる協議経過報告書でございます。

14ページをお開き願います。

申出地は、■■道■■■■■■沿線の色塗り部分の土地と次のページのその2にある色塗り部分の土地でございます。

16ページをお開き願います。

こちらのページが農用地利用集積計画作成に係る農業経営基盤強化促進法第18条第3項確認書でございます。

以上1件の申出でございます。

農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各に該当する必要があり、当該申し出により作成された計画内容は、要件を満たしているものと考えます。

各委員におかれましては、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 　ただ今、事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第2号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一　同　異議なし

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号につきましては、提案のとおり可
と決定いたします。

以上、本日ご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、こ
れをもちまして第8回総会を閉会いたします。

(閉会宣言の時刻 午後2時 8分)
(本会議所要時間 26分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議事録署名委員 余市町農業委員 7 番

議事録署名委員 余市町農業委員 14 番